

2016年3月17日

拙速な「社会福祉法等の一部改正法案」の可決に抗議します
～人権原理の真の社会福祉を守り育てるために～

社会福祉施設経営者同友会
会長 茨木 範宏

昨年7月に衆議院で可決され、その後継続審議となっていた社会福祉法等の一部改正法案が、3月17日、参議院厚生労働委員会で可決しました。国会審議や参考人陳述、福祉関係者の共同の運動の中で、法案について多くの疑問や不安が出されていたにもかかわらず、4月からの実施に間にあわすため、十分な審議もせずに可決されたことに對し強く抗議します。

この法案は「社会福祉法人制度改革」と称して、社会福祉法人が莫大な「内部留保」をもっている、不正が蔓延しているなどとした、誤った報道や理解を前提に提案されました。その内容は、すべての社会福祉法人に対して無料・低額のサービスの実施を責務とし、国の責任と予算で行われるべき貧困対策等の社会問題へのとりくみを民間福祉事業者に転嫁するもので、これは人類が永年つくりあげてきた権利としての福祉を、再び戦前の慈善としての事業に戻すものです。

また障害分野における社会福祉施設等退職手当共済制度への公的助成を廃止し、今でも福祉に働く職員の低賃金が社会的ニュースになり、福祉人材確保が緊急の課題といわれる中、福祉労働者の処遇向上、待遇改善にまったく逆行する内容も含んでいます。

この法が施行されれば、現在でも利用者・労働者・家族に多くの負担と我慢をしいざるをえない福祉の現場が、さらにその法改正による費用負担も含めて困難をかかえることは明らかです。そして、この法改正の真の目的は、政府が「新三本の矢」で「安心につながる社会保障」などといいながら、実は社会福祉の市場化をさらにすすめ、営利企業の参入を広げ、福祉を成長産業に組み込み、「金儲け」の概念を植えつけようとしているものであり、そのための「公的福祉」の解体です。

福祉は非営利であってこそ、儲けを目的としないからこそ、利用者・家族・地域に寄りそいながら、その最大の利益を、そして一人ひとりの尊厳を守り育てることが追求できるのです。あらためて私たち福祉同友会は、今回の「社会福祉法等の一部改正法」の可決に抗議するとともに、真の社会福祉を守り広げるためのとりくみを、高齢・障害・保育などの枠組みや、当事者・家族・労働者・経営者等の立場を超えて共同で推し進めていくものです。